

対策案

※以下の案は、総務省自治税務局の見解をもとに、試行自治体及び当事務局によって検討されたものである。

1 委託内容

地方公共団体は、地方税等（地方税及び強制徴収権のある公債権（例：下水道料金、国民健康保険料等）をいう。以下同じ。）及び必要に応じて地方税等以外の債権（例：上水道料金）について、以下の行為を弁護士に委託する。

一般的な留意事項

業務委託にあたっては、当該業務や提供される情報の内容に応じて、納税者の個人情報の厳重な取扱いが確保されなければならない。

(1) 債権の請求業務（架電、書面の送付、面談等）

ただし、各請求行為のたびに、「今回の請求は、地方自治法及び地方税法の『督促』ではないこと」を明示する。

(2) 滞納者からの生活状況の聴取・適正な分納計画の立案支援業務

面談や電話等により、以下の行為を実施する。

ア 滞納者が任意に開示する、収入支出の状況、所有する財産の状況の聴取。

聴取にあたっての留意事項

この際、滞納者に対しては、回答するか否かは任意である旨、特に、「（受託した弁護士は『徴税吏員』ではないため、）受託した弁護士が行う質問は地方税法 26 条等に規定された『質問検査』ではなく、したがって、質問への回答を拒否したからといって、地方税法 27 条等に基づく刑事罰は適用されない」

旨を明示すること。

イ 前項によって聴取した内容をもとにした、滞納者に対する以下のような助言。

① 「生命保険料が多すぎる」「ギャンブルなどの遊興費が多すぎる」などの、滞納者に対する生活面での助言。

② 「現時点における現実的な毎月の支払可能額は\* \*円程度である」などの、滞納者が納付計画を立案するにあたっての助言。

納付計画立案の助言にあたっての留意事項

地方団体の長の専権事項である「徴収猶予」や「分割納付」を認めることなどを前提として行うことはできない。

したがって、助言にあたっては、「当該助言に従ったとしても、『徴収猶予』や『分割納付』がなされる保証がない旨」を明示すること。

- ③ 「違法な金利をとっている可能性のある貸金業者については法的措置を検討すべきである」「現時点では返済が不可能であるから、破産を検討すべきである」などの、法的助言。

- (3) 滞納者の中から、「福祉的な支援が必要と考えられる者を発見した場合」、担当部署へ引き継ぐために必要となる、当該滞納者の状況に関する概要を聴取する業務

- 例：・滞納者が生活保護を受給できる可能性が判明した場合  
・滞納者がDVの被害者である可能性が判明した場合  
・滞納者につき後見人、保佐人等の必要性が判明した場合  
・滞納者が療育手帳（「愛の手帳」など）の判定基準に該当する可能性が判明した場合  
・被災者生活再建支援法等の対象となる可能性が判明した場合

## 2 公権力を授権されていないことの明示

- (1) 受託者の肩書き

受託した弁護士は、「地方団体の長」や「徴税吏員」のみが行行使し得る公権力について授権されているとの誤解を受けないように、「〇〇市町村長代理人弁護士甲」との肩書きは用いない。

受託した弁護士は、このような肩書きの使用を避ける。

- (2) 刑事罰によって罰せられないことの明示（再掲）

受託した弁護士は、特に、滞納者に質問をする際には、回答するか否かは任意であること、特に、「（弁護士は『徴税吏員』ではないため、）弁護士が行う質問は地方税法 26 条等に規定された『質問検査』ではなく、したがって、質問への回答を拒否したからといって、刑事罰によって罰せられない」ことを滞納者に対して明示する。

- (3) 「督促」ではないことの明示（再掲）

受託した弁護士は、滞納者に対して請求を行う際には、当該請求が地方自治法及び地方税法上の「督促」ではないことを明示する。